

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、顧客をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応えるため、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本方針・目的としております。その実現に向け、経営の意思決定と執行における透明性、迅速性、効率性及び公平性の確保、コンプライアンスの徹底、強化を図り、公正な経営システムの構築とその適切な運用に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳】

当社は、海外投資家比率が1%以下と非常に少ないため招集通知の英訳及び電子行使は行っておりません。今後は機関投資家、海外投資家の比率や各種手続・費用等を勘案して検討いたします。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、海外投資家比率が1%以下と非常に少ないため英語での情報開示は行っておりません。今後は機関投資家、海外投資家の比率や各種手続・費用等を勘案して検討いたします。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置等】

当社は、取締役の選任・報酬の検討に当たり、任意の諮問委員会は設置しておりません。現在は独立社外取締役に意見を求めておりますが、監査等委員会設置会社に移行したことで、より透明性を確保できる効果的な体制を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則4-10 政策保有株式について】

- 当社は、事業活動を行い持続的に成長していくために、事業戦略上取引先との協力関係は不可欠であると考えております。株式を保有する結果中長期的な企業価値の向上に繋がると考える場合、政策的に株式を保有していく方針です。
- 当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、発行会社の株主価値向上に資すると判断する議案には賛成し、価値を毀損すると判断するものには反対票を投じます。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役の競業取引、会社との自己取引及び利益相反取引については、取締役会の決議事項としており、取引ごとに取締役会による事前承認及び結果の報告を実施することを取締役会規程に定めております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念・経営計画等

当社は、経営理念をホームページに掲載し、経営計画は決算説明会で発表しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。

(3)取締役の報酬決定に関する方針と手続き

当社の取締役の報酬は基準表に定める報酬と業績連動賞与により構成しております。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は任期ごとの年俸とし、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し基準表を取締役会で決定しております。報酬総額は株主総会で承認を受けた250百万円以内とし、この総額には退職慰労金も含めるものとしております。尚、監査等委員である取締役の報酬は基準表による固定報酬のみで、独立性を保持する目的で賞与ならびに退職慰労金を支給していません。執行役員の給与については、取締役会で定めた体系に基づき、基本給与と執行役員手当及び業績評価に基づく賞与を決定しております。

(4)取締役候補者選任の方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の選任につきましては、取締役候補選定基準で適性を見極め、各部門を統括できるバランスを考慮し適材適所の観点より総合的に検討しております。監査等委員である取締役の選任は、法務・財務・会計に関する専門的な知識、当社事業全般に関する理解などを総合的に検討しております。手続きはこの方針に基づき社長が内容を検討した結果を取締役会で決議しております。また監査等委員である取締役の場合は監査等委員会の同意を得て取締役会で決議しております。

(5)個々の選任・指名について

取締役(監査等委員である取締役を含む)の各候補及び経歴、社外取締役の選任理由は「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、監査等委員会設置会社に移行し、定款変更により重要な業務執行の一部を取締役に委任し迅速な意思決定を図れる体制としております。取締役会規程の決議及び報告事項は職務権限基準と連動して見直しを行っております。重要案件を選定し集中審議することで取締役会の実効性を高めます。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性については、会社法に定める社外性要件、金融商品取引所が定める独立性を考慮して判断基準を定め、この基準を満たす候補者の中から取締役会において建設的な検討ができる方を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての能力、多様性の考え方】

当社は、実効性ある経営体制を確保するため、取締役(監査等委員である取締役除く。)を12名以内(現在は7名)監査等委員である取締役を5名以内(現在は3名)としています。取締役の選任は取締役候補選定基準と併せ経営全体のバランスを考慮して行っております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

社外取締役が他社の役員を兼任している場合は、当社の業務に支障がないことを確認し、その兼任状況を、株主総会招集ご通知、有価証券報告書を通じて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価】

取締役会は2016年7月から11月までに開催した取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。その結果の概要は以下の通りです。

1)分析・評価方法

取締役会は現任の社外取締役を含む取締役全員を対象として2016年12月に自己評価アンケートを実施し、その結果について事務局から報告を受けたうえで議論を行いました。

2)評価項目

アンケートの主な評価項目は、以下の通りです。

(1)取締役会の構成

(2)取締役会の運営状況

(3)意思決定の機能

(4)経営の監督と執行の機能

(5)取締役の指名・選任・報酬の手続き

(6)社外取締役の情報入手・提供の状況

(7)その他の要望・意見

3)分析・評価結果の概要

アンケートの結果、全ての項目で適切であるという回答が過半数を占めており、当社の取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。一方、取締役会で更に建設的な議論を図ること、また取締役の指名・選任・報酬のより透明性の高い手続きを工夫することについて提言がありました。

取締役会は、上記の評価結果および提言を踏まえて議論を重ね、実効性の更なる向上に努めてまいります。

【補充原則4-12-2 取締役のトレーニング】

当社は、企業価値向上を目的として、各取締役に対し、それぞれの段階における能力発揮のために、適切なトレーニングを行っております。新任の取締役に対しては、事業・財務・組織等も含んだ基礎的な学習機会の提供、また取締役としての役割・責務についても外部機関を活用した研修等を受講することとしております。

また、全ての取締役は定期的に外部機関を活用した勉強会や研修を受講し研鑽を深めることとしており、これらについて会社は適宜機会の提供や斡旋、その費用負担を行っております。将来の取締役候補と期待される人材に対しては、ビジネスリーダーとしての資質を高める選抜型研修を適時に実施しております。

社外取締役に対しては当社の事業や財務、組織の概況に関する詳細な説明を行っております。また必要に応じて展示会の視察などにより事業理解を深めることとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、企業の持続的成長と企業価値の向上のためには、株主との対話が重要であると認識しています。そのため経営企画室にIR担当を設置し、決算説明会やIRイベント等への参加を行う一方、日常的にはホームページでのメール問合せを受け付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大槻 保人	1,425,816	11.98
トーソー取引先持株会	568,800	4.78
トーソー社員持株会	495,916	4.16
株式会社みずほ銀行	458,250	3.85
十和運送株式会社	414,800	3.48
株式会社三菱東京UFJ銀行	338,260	2.84
第一生命保険株式会社	222,000	1.86
株式会社東京都民銀行	216,710	1.82
株式会社常陽銀行	215,000	1.80
大槻 秀人	205,420	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
久保 英幸	弁護士										
江角 秀樹	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久保 英幸	○	○	久保英幸氏は、独立役員であります。	久保英幸氏を社外取締役に選任した理由は、弁護士の資格を有し、企業法務に関して専門的な知識と豊富な経験を当社経営に反映していただくことで、当社の監査機能を強化できると判断したためであります。また、同氏は上記の独立性に関する事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。
江角 秀樹	○	○	江角秀樹氏は、独立役員であります。	江角秀樹氏を社外取締役に選任した理由は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、当社の監査機能を強化できると判断したためであります。また、同氏は上記の独立性に関する事項のいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した社外取締役であると判断し、独立役

員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は設置しておりません。今後監査等委員会から求められた場合には、当該使用人の独立性を確保するため、監査等委員会の同意を得て配置いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じ会計監査人と意見交換を行っております。また、監査等委員会は、内部監査部門である監査室から業務監査の報告を受けるとともに、内部統制委員会から業務の適正を確保するための体制の運用状況ならびに財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の報告を受けるなど緊密な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

検討中であり、現在は実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・取締役11名 71,050千円(うち社外1名3,600千円)
・監査役5名 27,640千円(うち社外3名8,065千円)

(注)使用者兼務取締役の使用者分給与は含まれていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役(監査委員である取締役を除く。)の報酬は、平成28年6月28日開催の第76回定期株主総会で決議された年額250,000千円以内(使用者兼務取締役の使用者部分は含みません。)となっております。
2. 監査等委員である取締役の報酬は、平成28年6月28日開催の第76回定期株主総会で決議された年額40,000千円以内となっております。
3. 当社は、平成21年3月期より、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与を導入しております。ただし、監査等委員である取締役を除いております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対し、取締役会での審議項目以外に必要な都度、商品の販売動向や子会社の業績動向の推移等の報告、説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)現状体制の概要

当社は平成28年6月28日開催の第76回定期株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、コーポレートガバナンス体制は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。内部監査体制は社長の直轄組織として監査室を設置し、内部監査の結果及び改善計画書が社長に報告されております。取締役会は取締役10名(内3名は監査等委員である取締役)で構成し原則として毎月1回開催(必要に応じて随時開催)し、法令・定款及び取締役会規程に基づき重要事項の決定及び業務執行の監督に当たっております。

(2)監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成し、原則として毎月1回開催し、法令・定款及び監査等委員会規程に基づき、取締役の業務執行等を監視いたします。監査方針・監査計画等に従い、取締役会及び重要会議への出席及び業務執行状況の確認等を通じ監査を行います。

(3)会計監査人

会計監査人は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、業務を執行している公認会計士は、指定有限責任社員、業務執行役員、油谷成恒氏、指定有限責任社員、業務執行役員、五十嵐徹氏です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役を含む監査等委員による厳正な監査、監督によりコーポレート・ガバナンスが機能すると考えております。尚、当社は平成28年6月28日開催の第76回定期株主総会における定款変更の決議を以て監査等委員会設置会社に移行しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は法定期限より早い時期の発送に努めております。 今年の第76回定時株主総会は6月10日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主様に参加いただけるよう、日時を設定しております。 今年の第76回定時株主総会は6月28日に開催いたしました。
その他	株主総会においてビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象に毎年1回以上の会社説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度決算説明会を開催しております。アナリスト、経済マスコミの出席により運営されております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、報告書、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室IR担当が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念に「地球環境保全」を掲げ、社会に貢献し続ける企業として環境保全活動に取り組んでおります。 建物のエネルギー使用量低減に貢献する商品開発を積極的に行うとともに、ISO14001の認証取得した生産工程における環境負荷低減やカーボンフットプリントのシステム認証取得のほか、植林等の社会貢献活動にも取り組んでおります。 すべての企業活動において環境保護の観点を取り入れ、低炭素・循環型社会の実現に寄与し、持続可能な社会の構築を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社グループからなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

(1) 当社グループは、法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、「企業倫理綱領」を中心とした関連規程や細則・マニュアルを整備するとともに、これらを取り纏めた「トーソーグループ危機管理関連規程マニュアル集」を全従業員に配布し、その周知と運用の徹底を図る。

(2) 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンスに関する統括および内部統制システムの構築と維持、改善を行うことを主眼とした内部統制委員会を設置し、定期的な法令等遵守状況のチェックや各部門の法令等遵守体制の徹底を行うことにより、企業集団における業務の適正性の確保に努める。

(3) 当社グループは、「企業倫理綱領」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定めるとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

(4) 当社は、社内および社外に窓口を設けた内部通報制度を整備し、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、これを理由に通報者が不適に扱われない旨を「内部通報取扱規程」に定める。

(5) 監査室は、当社グループの法令等遵守体制および内部統制の有効性や効率性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長や取締役会、監査等委員会、内部統制委員会などへ適宜報告するとともに、被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。

2. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社グループは、職務執行に係る重要文書およびその他の情報について「文書管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、保存・管理を行い、必要に応じてこれらの文書や情報を閲覧できる体制を整備する。

(2) 当社は、「子会社の役割及び管理に関する規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、当社が設定した管理主管者が、グループ各社の非常勤取締役等を務め取締役会に出席するとともに、定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて、グループ各社の業績内容やその他重要な事項について報告を受ける。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制を整備する。

(2) 当社は、内部統制委員会を中心に当社グループのリスク管理体制の構築と維持、改善に努めるとともに、緊急事態が生じた場合には「危機管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき損害の拡大防止を図る。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 当社グループは、重要な業務執行に関する意思決定機関および取締役の業務執行に関する監督機関としての取締役会を、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催することで機動的・効率的な経営判断を行うとともに、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

(2) 当社は、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として、各本部長を含む経営幹部が出席する経営戦略会議を原則月1回開催し、効率的な業務運営を行う。

5. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用者の指名と補助すべき期間を指定することができる。

(2) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保する。

6. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において当社グループの業務執行又は業績に関わる重要な事項について監査等委員に報告する。

(2) 当社グループの取締役および使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項を知った場合は、その内容を速やかに監査等委員会に報告する。

(3) 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員に直接報告を行うことができるものとし、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。

7. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室および会計監査人との定期的な意見交換を行う。

(2) 当社は、監査等委員が取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料を閲覧できる体制を整備する。

(3) 当社は、監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については企業倫理綱領に定めており、全役職員が高い倫理観をもって行動し、同勢力との関係遮断を図ります。

反社会勢力に対しては、総務人事部が統括部署として対応しており、警察が主催する連絡会等に積極的に出席するなど、平素より情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

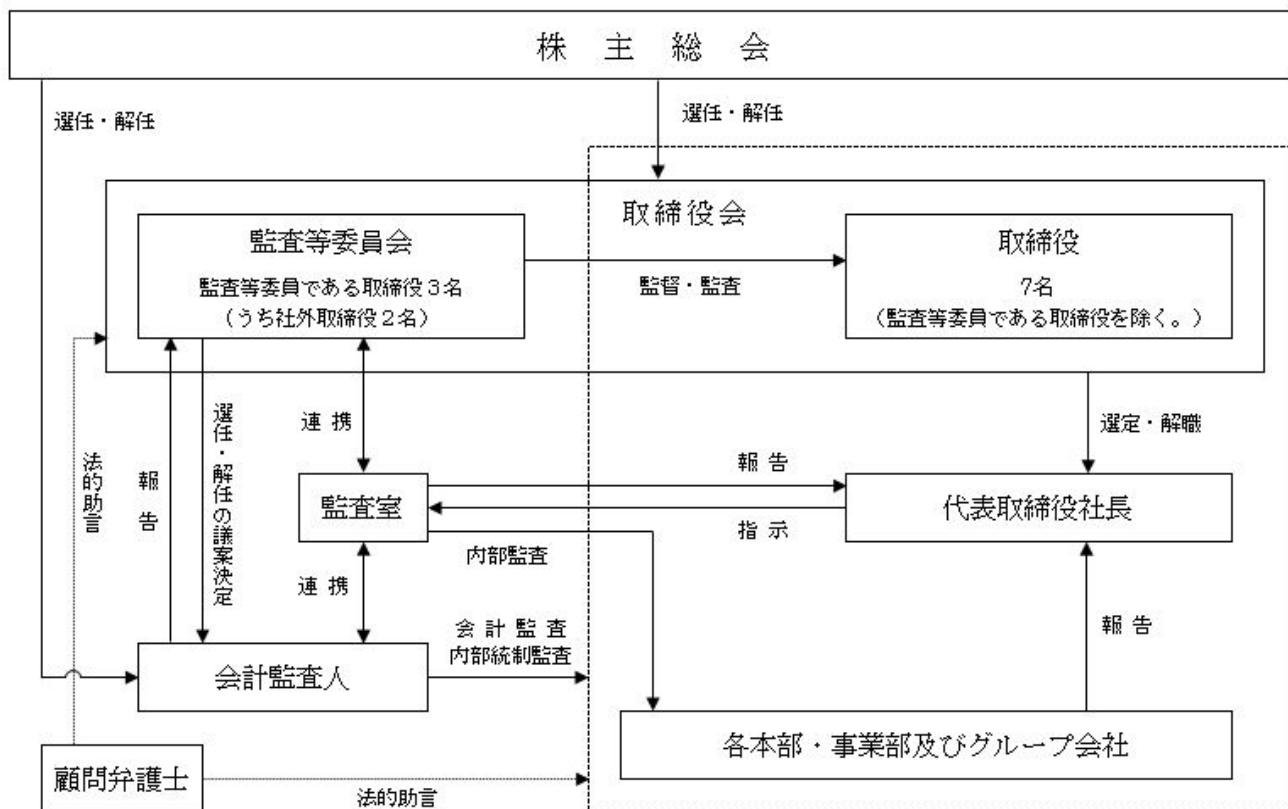
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【会社情報の適時開示に係る社内体制】

